

第54回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成28年6月27日

開催場所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰（東）」

第54回大阪府環境審議会

平成28年6月27日

司会（湯佐課長補佐） 定刻になりましたので、ただいまから第54回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは環境農林水産部環境農林水産総務課の湯佐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方にはお忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の石川から挨拶申し上げます。

石川環境農林水産部長 おはようございます。大阪府環境農林水産部長の石川でございます。第54回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素から環境行政をはじめ、府政の各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

本日の審議事項でございますけれども、まず、会長のご選任をいただきます。その後、諮問案件2件、答申案件1件が審議事項となっております。

諮問事項の1つ目でございますけれども、化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準についてでございます。2つ目は、建築物の環境配慮のあり方についてでございます。

委員の皆様方のご承認をいただいた上で、専門部会でご審議いただく予定をしておりますけれども、その専門部会の審議に先立ちまして、ご意見をいただきたいと思っております。

答申案件といたしましては、昨年6月の審議会で諮問させていただきました、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方についてでございます。これにつきましては、瀬戸内海環境保全計画部会におきまして、計画の考え方等について取りまとめをいただいた検討結果をご報告いただきますので、その内容についてご審議をお願い申し上げます。

部会におかれましては限られた時間の中、精力的にご検討いただきまして、報告をまとめていただきました。まことにありがとうございます。

また、報告案件といたしましては、循環型社会推進計画の策定について報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

司会 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に議事次第、その裏面に資料一覧、配席表、大阪府環境審議会委員名簿、環境審議会条例、出席確認票をお配りしております。報酬等の支出手続が必要な委員及び幹事の皆様についてご出席が確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ではございますが、出席確認票にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。なお、出席確認票はお帰りの際、お席に置いたままにさせていただくようお願いいたします。

続きまして、本日追加で配付しております資料について説明いたします。資料1-1及び資料2-1は、本日諮問させていただく諮問文の写しでございます。また、右上に「参考」とある新環境総合計画の目標の改定につきましては、資料4の最後のページとなりますが、修正がございましたので、改めてお配りしておりますので、こちらの資料をごらんください。その他の資料につきましては、事前に送付しておりますとおりです。

続きまして、3月に開催しました第53回環境審議会以降に新たに委員及び臨時委員にご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。

公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部長の澤村委員でございます。

澤村委員 澤村でございます。

司会 大阪大学大学院教授の下田委員でございます。

下田委員 下田です。よろしく申し上げます。よろしく申し上げます。

司会 大阪産業大学大学院教授の花田委員でございます。

花田委員 花田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

司会 なお、大阪大学大学院教授の加賀委員、大阪市立大学大学院教授の貫上委員、兵庫医科大学の島委員でございますが、本日ご欠席でございます。

府議会議員の永藤委員でございます。

永藤委員 よろしく申し上げます。

司会 松本委員でございます。

松本委員 松本です。

司会 しかた委員でございます。

しかた委員 よろしく申し上げます。

司会 豊田委員でございます。

豊田委員 おはようございます。

司会 中野委員でございます。

中野委員 よろしくお願いたします。

司会 その他のご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数42名のうち30名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

まず最初に、本審議会の会長等の選任でございます。

会長選任までの間につきましては、事務局で進行させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております大阪府環境審議会条例の第2条にありますように、学識経験のある者とする委員は、任期が2年のため、本日、6月1日付で新たに本審議会委員にご就任いただいております。

会長の選出につきましては、条例第4条第1項の規定により、学識経験のある者としてご就任いただいております委員の皆様のうちから選挙で定めていただく必要がございます。

それでは、皆様にお諮りしたいと存じます。どなたかご推薦はございますでしょうか。

前迫委員、どうぞ。

前迫委員 失礼いたします。大阪産業大学の前迫でございます。この環境審議

会でも長年にわたりまして野生生物部会長をお務めいただいております、非常に経験豊富で、また見識も高くお持ちでいらっしゃいます大阪府立大学の石井副学長にぜひ会長にご就任いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

司会 ただいま前迫委員から石井委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

司会 ありがとうございます。それでは、石井委員に会長をお願いしたいと存じます。

石井会長には、お手数ですが会長席の方にお移りいただきますよう、よろしく願いいたします。

会長から一言、お願いいたします。

石井会長 皆さん、おはようございます。ご指名いただきました大阪府立大学の石井でございます。責務の重さを痛感しております。

私の専門ですけれども、動物生態学でございまして、この審議会では野生生物部会場の場で、早くも10年以上務めさせていただいております。現在、環境省の中央環境審議会でも自然環境部会長も務めてございまして、国の環境行政とのつながりもできるかなと考えております。

もとより微力でございますけれども、委員の皆様方、それから事務局の皆様方のお力添えをいただきまして、この会の運営に尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

司会 続きまして、環境審議会条例第4条第3項で、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理すると規定されておりますので、石井会長には会長代理の指名をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

石井会長 承知いたしました。事故のないようにしたいと思いますけれども、私といたしましては、やはりこの審議会でも長く委員をお務めいただいております大阪市立大学の益田晴恵先生をお願いしたいと思います。本日は残念ながらご欠席なんですけれども、事務局からお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

司会 わかりました。お伝えさせていただきます。

それでは、次の審議事項に入らせていただくに当たりまして、本日は諮問事項が2件ございます。資料1-1、資料2-1によりまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

部長から諮問文をお渡しさせていただきますので、しばらくお待ちください。

石川環境農林水産部長 それでは、私から、知事になりかわりまして諮問文をお渡しさせていただきます。

大阪府環境審議会会長 石井実様

大阪府知事 松井一郎

化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準について（諮問）

標記について、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

続きまして、建築物の環境配慮のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願い申し上げます。

司会 それでは、これ以降の議事につきましては、石井会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

石井会長 それでは、早速、議事を進めさせていただきます。皆様方におかれましては、議事進行へのご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

では、審議事項の2番でございます。先ほど諮問がございました、化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準についてにつきまして、まず事務局からご説明をお願いいたします。

片山環境保全課長 環境管理室環境保全課の片山でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1-1が、先ほどの諮問文でございます。次の資料1-2のA3横長の資料でございますが、これにつきましてご説明申し上げます。失礼して、座らせていただきます。

それでは、資料1-2の左上にございます諮問の趣旨をごらんください。

東京湾や伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸内海は、人口や産業が集中し、外部との

水の出入りが少ない閉鎖性の海域でありますことから、事業場等から排出されます汚濁物質の濃度を規制するだけでは水質改善が十分でないという課題がございます。このため、これらの海域におきましては、昭和53年に水質汚濁防止法等の改正によりまして、海域に流入いたします汚濁物質の総量を削減する水質総量削減制度が導入され、これまで5年ごとに7次にわたり水質総量削減を実施してきたところでございます。

恐れ入ります、資料の右上をごらんください。

水質総量削減制度の概要でございますが、海域の有機的な汚れの指標であります化学的酸素要求量（COD）と栄養塩であります窒素とりんを対象項目としております。これら3つの項目につきまして、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の海域ごとに国が総量削減基本方針を策定し、目標年度までにこれらの総量をどの程度削減するのかといった基本的な事項を定めます。

この総量削減基本方針に基づきまして、矢印の右側でございますが、関係府県は具体的な削減の方法等を総量削減計画として定めるということとなっております。

また、削減の方法の1つといたしまして、工場・事業場が排出いたしますCOD、窒素、りんの総量規制を行っております。この総量規制では、国が工場・事業場の業種区分ごとに基準の上限と下限を定めまして、関係都府県は、この上限と下限の範囲内で総量規制基準を定めるということとなっております。

その下の発生負荷量の推移という表は、第6次と第7次の総量削減の期間に当たります過去10年間の大阪府内で1日当たりに発生いたしましたCOD、窒素、りんの量の推移をお示ししております。

その右側から下にかけて、大阪湾におけます環境基準の達成状況の表をお示ししております。一番下にお示ししております窒素とりにつきましては、大阪湾の（イ）から（ハ）の3つに区分されておりますいずれの海域におきましても、平成26年度までに環境基準を達成しているという状況でございます。

なお、表には、各海域ごとに測定しております地点数に対しまして、環境基準値を満足する地点数をお示ししております。例えば左下の窒素の表で、大阪湾（ハ）という海域におきましては、平成26年度は10分の9となっておりますが、これは測定しております10地点のうち、環境基準値を満足する地点

が9地点であったということを示しております。この窒素と右側のりんにつきましては、環境基準を達成しているかどうかは、測定地点の値を全て平均した値が環境基準を満足しているかどうかで評価いたしますため、この海域全体として環境基準を達成しているということになります。

一方、中ほど右側のCODでございますが、大阪湾（1）という湾奥部の海域におきまして環境基準を達成しておりますが、そのほかの海域におきましては環境基準を達成していないという状況が続いております。CODにつきましては、先ほどの窒素やりんと異なり、環境基準を達成しているかどうかは、その海域の全ての測定地点の値が環境基準値を満足しているかどうかで評価いたします。

したがって、この表の2行目でございます大阪湾（2）という海域では、測定しております5つの地点全てで環境基準を満足する、すなわち5分の5となった場合に、環境基準を達成したと評価されることとなります。この大阪湾（2）の海域では、平成21年度では5分の0と、環境基準値を満足する地点はありませんでしたが、26年度は5分の3と、3地点に増えている状況でございます。

資料の左側にお戻りいただきまして、中ポツの3つ目をごらんください。

平成27年12月に中央環境審議会から第8次の水質総量削減のあり方について答申がされました。この答申におきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、大阪湾は窒素とりの環境基準が達成された状況にあります一方で、CODの環境基準の達成率が低いことから、窒素とりの環境基準の達成状況を勘案しながら、特にCODが指標となります有機汚濁を解消するという観点から、水環境の改善を進める必要があるとされております。

また、このあり方の答申を踏まえ、先月には総量規制基準の上限と下限の範囲が答申されたところでございます。ちなみに大阪湾につきましては、CODにつきましてはこの範囲が変更されておりますけれども、窒素、りんにつきましては、先ほどのあり方の答申を踏まえ、変更しないということになっております。

今後、国におきましては、これらの答申を踏まえて総量削減基本方針が策定され、総量規制基準の範囲の告示が行われる予定でございます。つきましては、

今般、第8次の総量削減計画のあり方と総量規制基準についてご審議をお願いするものでございます。

次に、スケジュールでございますが、資料の左下の検討スケジュール案をごらんください。事務局といたしましては、水質部会におきましてご検討いただき、11月ごろに総量規制基準案のパブリックコメントを経まして、ご答申をいただければと考えております。その後、府におきまして、計画案の策定とパブリックコメント、国との協議を行い、来年夏ごろに計画の策定と基準の告示を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

石井会長 ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか、特にはございませんでしょうか。

それでは花田委員、お願いします。

花田委員 大阪産業大学の花田でございます。教えていただきたいのですが、右側の表で、まず発生負荷量の推移を拝見しますと、確実に着実によくなっているという推移が見られるわけですが、その右の環境基準の達成状況のところ、やはりCODが少し気になります。特に水域面、大阪湾(3)、大阪湾(4)が、いまだに達成しているのがゼロというところなのですが、この水域はどのあたりかを教えていただけますでしょうか。

石井会長 それでは、事務局の方でご回答があったら、よろしくお願いします。

片山環境保全課長 済みません、説明を省略しておりまして、申しわけございません。大阪湾の(1)から(5)とありまして、類型がC、B、Aと並んでおりますが、大阪湾の(1)というC類型というところが一番湾奥部に当たりまして、それから湾央部、湾口部の順となります。したがって、今ご指摘の大阪湾の(3)、(4)といいますのは、湾央部から湾口部にかけての海域のあたりということでございます。湾央部というのは大阪湾の真ん中あたりということで、湾口部といいますのは、紀伊水道に向かった入り口の方ということで、湾の奥から外側に向かって類型が区分されております。

石井会長 花田委員、よろしいですか。

花田委員 はい、ありがとうございました。

石井会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどスケジュールのご説明がありましたけれども、本案件につきましては集中的に検討していただく必要がございますので、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定によりまして、専門部会で審議したいと考えております。そこで既にごございます水質部会でご検討いただいて、その結果を本審議会でご議論いただくという方向で考えたいと思いますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 よろしいでしょうか。それでは、そのような方向で、水質部会での諮問事項のご検討をよろしくお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、続きまして、次の審議事項に移らせていただきます。

審議事項の3でございます。建築物の環境配慮のあり方についてにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

中杉審査指導課長 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長の中杉でございます。よろしくお願いたします。座りまして説明させていただきます。

先ほどのA4の諮問文書の裏面に、諮問の趣旨をまとめさせていただきます。

まず、国際的には2015年、パリで開催されました気候変動枠組条約締約国会議、いわゆるCOP21におきましてパリ協定が採択され、各国におきまして地球規模のさまざまな取り組みが進められることとなり、本府におきましても、大阪府温暖化の防止等に関する条例により、環境配慮の取り組みを進めております。

このような中、今般、国におきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を公布し、より一層の二酸化炭素の排出量を削減しようとしております。つきましては、大阪府におけます本条例による今後の建築物の環境配慮のあり方につきまして、貴審議会の意見を求めるものでございます。

詳しい内容につきましては、A3横の資料2-2をごらんいただきたいと思っております。これに沿いましてご説明させていただきます。

資料の左側に、これまでのさまざまな動きを整理してございます。

まず、1. 国際的な動きでございます。先ほども申し上げましたように、2015年12月に開催されました気候変動枠組条約締約国会議（COP21）におきまして、新たな法的枠組みとなるパリ協定を含むCOPの決定が採択されたところでございます。

これを受けまして、各国において地球規模のさまざまな取り組みが進められることとなり、我が国の状況でございますが、2. 国の動きにまとめてございます。日本の約束草案及びパリ協定を踏まえまして、国において2016年5月に地球温暖化対策計画を策定されたところでございまして、その中で温室効果ガスの排出量につきまして、2030年度には2013年度比でマイナス26%、2005年度比ではマイナス25.4%とされましたが、「産業部門」や「運輸部門」に比べまして削減がおくれておりますビルや住宅などの建築物におけますエネルギー消費につきましては、「業務その他部門」と「家庭部門」の温室効果ガスの排出削減目標は、それぞれ2030年度に、2013年度比で約40%削減との目標が示されたところでございます。

この建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減に際しましては、新築建築物における省エネ対策が重要でありますことから、新たに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が昨年制定されまして、省エネ基準適合義務化などが定められたところでございます。これによりますと、来年4月より、2,000㎡以上の非住宅の新築時などにおきまして、省エネ基準への適合が義務化されまして、建築基準法と連動し、建築確認申請において審査されることとなります。

建築物省エネ法において義務化する省エネ基準は、窓や壁などの断熱性能としての建築物の外皮性能と建築設備の効率性、あるいは再生可能エネルギーの利用などを踏まえまして総合的に算出したエネルギー消費量の基準により判定することとなります。

次に、3. 大阪府の動きでございます。まず、大阪府地球温暖化対策実行計画が昨年3月に策定されまして、2020年度までに温室効果ガス排出量を、2005年度比で7%削減することを目標としております。一方、2つ目の大阪府温暖化の防止等に関する条例は2006年4月に施行され、その後201

2年、2015年と改正され、建築物に関しましては、現在大きく下の（1）から（4）に示すような届出、適合義務化などが規定されてございます。

（1）の建築物の環境配慮計画の届出でございますが、2012年の改正により、5,000平米から2,000㎡へ、対象面積が引き下げられてございます。

また、（2）といたしまして、1万㎡以上の非住宅につきまして、昨年4月より省エネ基準への適合義務化がされております。この条例で義務づけされた省エネ基準でございますが、断熱性能、日射遮蔽性能を含めまして外皮の基準を定めますとともに、外皮の性能や建築設備の効率性及び再生エネルギーの利用などを踏まえまして算定したエネルギー消費量に関する基準というように、2つの視点から基準を設けてございます。

次に、（3）といたしまして、建築物の販売または賃貸に係る広告を行うときは、環境性能を表示することを2012年から義務づけしております。

最後に、（4）でございますが、2015年度から再生可能エネルギーの利用設備の導入につきまして検討することを義務化してございます。

次に、真ん中の欄に移りまして、4. 大阪府域の状況でございます。

2013年度のエネルギー起源のCO₂の排出量は5,392万トンとなっておりまして、2005年度と比べ6.4%増加、「業務その他部門」及び「家庭部門」につきましては、24.6%、18.3%と、それぞれ大幅に増加しているところでございます。

先ほど（1）から（4）でご説明いたしました大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく実施状況でございます。

まず、大阪府建築物環境配慮計画の届出件数でございますが、表にありますように、2013年489件、2014年450件、2015年365件となっております。

下の折れ線グラフは、大阪府の建築物環境効率の平均値とCASBEE評価の最近10年の動きでございます。

恐れ入りますが、右下の参考となっております建築環境総合性能評価システム（CASBEE）というところをごらんいただきたいと思います。小さな表示で大変恐縮でございますが、このシステムは建築物の環境性能を評価し、

格付する仕組みでございます。具体的には、環境負荷を分母に、環境品質を分子にしまして算出した数値によりまして評価する仕組みでございます。

環境負荷となるエネルギーや資源をより少なくし、環境品質となる室内環境の快適性や建物の安全性をより高めると、数値が高くなりまして、これをBEE値と呼んでございますが、この数値が大きくなるほど高い評価となり、3以上がSクラス、1.5以上がAクラス、さらにB+、B-、Cの5段階で評価するシステムでございます。

真ん中のグラフを再度ご確認ください。建築物環境効率の平均値、BEE値でございますが、菱形の数値が並んでいる折れ線グラフでございますが、昨年度は1.19と表示されてございますが、この数値がここ数年下がりぎみでございますが、また、塗り潰しの丸印で表示しておりますS評価の事案も、白抜きの単純な丸印で表示しておりますA評価の事案も減っている傾向にございます。

(2)の大阪府内の省エネ基準適合状況でございますが、条例により2015年度より適合義務化いたしました1万㎡以上の非住宅につきましては、適合率は100%を達成できてございます。また、2,000㎡以上の新築、増改築の省エネ基準適合状況を見ますと、非住宅は高いものの、住宅は低い状況にございます。

右の欄をごらんいただきたいと思います。(3)大阪府建築物環境性能表示でございますが、建築主が販売あるいは賃貸のためにA4を超える大きさの広告を行うときでございますが、先ほどのCASBEEの評価システムの結果につきまして、右上に星の数で評価内容を示す「もずやん」の絵が示されてございますが、この表示を広告に掲載することが義務づけられ、その旨を届け出すこととされてございまして、件数が2013年度が44件、2014年度が41件、2015年度で36件となつてございまして、概ね建築物環境配慮計画の届出件数の1割弱となつてございます。この性能表示につきましては府民の目に触れる機会が少ないことから、事業者の側にも星が多くついた表示にしたいというようなベクトルが働かないことも課題ではないかと認識してございます。

次に、(4)再生可能エネルギー利用設備の導入の検討義務化を昨年度から実施しておりますが、太陽光発電施設の導入事例が最も多くございました。今後

の導入に向けたさらなる取り組みが必要と認識してございます。

最後に、5. 検討内容とスケジュールを示させていただきます。国における地球温暖化対策の目標及び計画が表明されまして、また、来年度から非住宅2,000㎡以上でございますが、新築時には建築確認制度の中で省エネ基準への適合が義務化されることなどを踏まえまして、大阪府における建築物の環境配慮のあり方につきまして、環境審議会においてご審議願いたいと考えております。

主な検討事項として考えられますのは、大阪府温暖化の防止等に関する条例におきまして、建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化をどのように取り扱うか、また、届出件数が40件前後にとどまっております建築物環境性能表示の今後の取り扱いなどにつきまして、ご議論をいただけたらと考えてございます。

現在考えておりますスケジュール案でございますが、本日の環境審議会に諮問させていただき、温暖化対策部会でのご審議、ご検討を3回程度お願いいたしまして、11月の環境審議会から答申をいただければと考えてございます。その後、来年4月の条例改正に向けまして取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

石井会長 ご説明ありがとうございました。ただいま、諮問案件でございます建築物の環境配慮のあり方について、事務局からご説明いただきました。

それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等あったら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

スケジュールも含めてご説明いただきましたけれども、本審議会に諮問いただきましたけれども、この後、部会で検討していただければどうかということでございます。特に意見がないようでしたら、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定によりまして、専門部会で審議していただこうと考えております。本件につきましては、温暖化対策部会がございまして、ここでご検討いただいて、その後、本審議会でご議論いただくという方向ではいかがかと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 どうもありがとうございます。

それでは、温暖化対策部会で諮問事項についてご検討いただくということで、よろしく願いいたします。

では、続きまして、次の審議事項でございます。4番、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方についてでございます。

これに関しましては、昨年6月の第52回の本審議会で大阪府から諮問があったものでございます。この案件については、瀬戸内海環境保全計画部会において集中的にご審議いただいております。今般、部会としてのご報告を取りまとめいただいておりますので、部会長の池委員からご報告をお願いしたいと思います。

それでは、池委員、お願いいたします。

池委員 瀬戸内海環境保全計画部会の池でございます。座って説明させていただきます。

平成27年2月に我が国において瀬戸内海環境保全基本計画が変更されました。それに伴いまして平成27年6月18日に知事から諮問されました瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方について、瀬戸内海環境保全計画部会において審議いたしました。ここで部会報告として取りまとめましたので、報告させていただきます。

部会の報告は、ちょっと大部になっていますが、資料3-2の冊子にまとまっており、これをお手元にお配りしております。これをご説明していくわけにまいりませんので、1枚物として資料3-1に概要をまとめております。これを使ってご説明させていただきます。

まず、左上に審議経過とございますけれども、昨年6月18日の諮問を受けまして、変更された基本計画と大阪湾の状況を踏まえた、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方について、6度の部会を開催いたしまして審議を行ってまいりました。審議に当たりましては、大阪湾が湾奥部と湾口部で水質や生物の生息環境、あるいは沿岸陸域の利用状況が大きく異なっていることから、地域特性を勘案した大阪湾のゾーニングをまず行いました。

また、従来の環境保全という観点のみならず、かつての良好な環境を取り戻す再生、あるいは新たに豊かな環境をつくり上げる創出の観点も重要であるこ

とから、これらの全ての観点から見た大阪湾の将来像について検討いたしました。また、将来像の実現に向けた基本的な考え方、施策のあり方について審議させていただきました。

その下に部会報告の概要とございます、四角（で囲った数字）の1から4までございますが、順にご説明差し上げます。

まず、1として大阪湾のゾーニングをいたしました。水質、生物の生息環境、沿岸の陸域利用状況などを表に書いてございますように整理いたしまして、左図のように、3つのゾーンに区別いたしました。

ゾーン1は、水質の窒素、りん等の濃度が高く、濃度の勾配も大きくなっております。また、貧酸素水塊が発生するなど、魚類等の生息にとっては厳しい環境であります。一方、この場所は、魚類にとっては成育の場として利用される場所にもなっております。また、沿岸では主に産業の拠点としての利用が図られている場所でございます。

ゾーン2につきましては、ゾーン1に比べて水質の濃度変化は緩やかとなっております、漁場としてよく利用されているところでございます。また、沿岸は海水浴場、自然との触れ合いの場などの利用が図られております。

それから、ゾーン3ですけれども、これは湾口部を有しております、海水の外洋との交換が活発ですので、水質は均一化しております。漁場としてよく利用されていること、それから沿岸の利用状況については、先ほどのゾーン2と同じような状況になってございます。

ここでゾーン1と2の区分線は、おおむね水質の環境基準の類型区分線、CODのCタイプの区分線を基本といたしました。

また、ゾーン2とゾーン3の区分は、ほぼ潮汐フロントの位置に相当する水深20メートルラインとすることが適当であろうと判断して、このように線を引かせていただきました。

次に、2の環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像ですけれども、変更された国の基本計画の内容、それから大阪湾の水質、生物の生息状況、沿岸の利用状況等の実態、また、大阪湾が大都市域に立地するというところで、瀬戸内海においても特殊な海域であるということ踏まえまして検討を行いました。

ここに示しておりますように、多面的価値・機能が最大源に発揮された「豊かな大阪湾」が実現していることを将来像の目標といたしました。この多面的価値・機能につきましては、具体的にその下に3つの項目を挙げてございます。

1つ目は、生物の生息に適した自然環境等の保全・再生・創出などが進み、水産資源の持続的な利用が確保されるように、多様な生物を育む場が確保されているということにいたしました。

2つ目は、水質の環境基準が達成・維持されて、底質が改善され、生物生産性が確保されるよう、湾奥部における停滞性水域の状況が改善されていること、また、栄養塩類や有機物などの物質が健全に循環し、良好な水環境が保たれていることにさせていただきました。

3つ目ですけれども、貴重な自然景観・文化的景観の保全、都市景観・産業景観という新たな魅力の創出、あるいは環境保全と調和した沿岸防災機能の強化が進むとともに、海を利用し、海と親しむ場やその機会が拡充、活用されることを目指しまして、都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めているということとさせていただきました。

このようなことに基づきまして、将来像の実現に向けた環境保全、再生、創出の基本的な考え方、施策のあり方について審議いたしました。右側の3を見ていただくようお願いいたします。

全体に将来像の実現に向けた考え方、施策のあり方として、枠内に3つのことを挙げております。

まず、対策の実施に当たっては、効果把握のためのデータを踏まえて、柔軟に対策を変更する順応的管理の考え方に基づくことが重要であるとしております。

それから、「豊かな大阪湾」の価値・機能は多面的であり、これらが互いに両立できるよう、適切にバランスさせることが重要であるとしております。

それから、今後、人口減少など社会構造の変化や産業構造の変化が大阪湾の水質等に影響を及ぼすことが考えられることから、柔軟性を持った施策の実施、見直しをしていくことが重要であるとしております。

その下の表には、多面的な価値・機能を踏まえて、基本的な考え方、新たに取り組むべき施策、及びこれまでの取り組みをさらに強化すべき施策のあり方

について整理させていただいております。また、右の欄につきましては、それぞれの施策を重点的に進めるゾーンを、先ほどゾーニングいたしましたもののゾーンの番号で振ってございます。

基本的な考え方の1、多様な生物を育む場の確保では、生物の生息環境の改善のため、①湾奥部における生物が生息しやすい場の創出など、①から④までの4つの項目を施策として挙げてございます。

それから、水産資源の持続的な利用の確保のためには、⑤から⑧に書いていますが、栽培漁業の推進等、あるいは資源管理への遊漁者の協力など4つの項目を挙げさせていただきました。

また、2の水質の保全及び管理では、⑨の湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に係る調査研究と対策の実施、⑩の栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法の調査研究と対策の実施など、先ほどの①も含めて5つの項目を挙げてございます。

3番目の都市の魅力高める潤い・安心の創出では、⑭の大阪の特徴を活かした海と都市景観・産業景観が一体となった景観の魅力の創出、あるいは⑯のエコツーリズムの推進など、合わせて5つの項目を挙げてございます。

これらの施策によって、先ほどの将来像を目指すということでございます。

最後に、右下4に、施策の進捗状況の点検指標というのがございます。3に挙げました施策の進捗状況の点検指標として、国の基本計画に示された指標から37、府独自の指標として20を設定することが適切ということで議論をさせていただきました。これはここに書いてございませんが、先ほどの冊子体の資料3-2の部会報告の33ページに挙げてございますので、見ていただければと思います。

今回の基本計画の変更で、計画の期間が新たに定められまして、施策の進捗状況について点検を行うこととされました。このために、大阪湾の状況を的確に反映して、府民にとってわかりやすく可能な限り定量化ができるということ、また、今回の施策のあり方に対応した評価ができる指標という観点から検討しました。数多くございますけれども、このような指標をもって、実際の施策の評価を行っていくということを提言させていただきました。

部会の報告については以上でございます。よろしくお願いたします。

石井会長 ご報告どうもありがとうございました。部会におかれましては精力的にご検討いただき、報告を取りまとめていただきました。部会長の池先生をはじめ、委員の皆様方に対して厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等、受けたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、前迫委員、お願いします。

前迫委員 失礼します。専門ではないので、ちょっと的外れなことをお尋ねするかと思うんですが、10ページのマクロベントスの水平分布を見ていますと、東と西で随分、汚濁に耐性のある種と耐性のない種ということで分かれていて、これらはCODあたりと全部リンクしている話になるんですけれども、それと14ページの景観の中で、湾北東部におけるキーワードとしては産業景観、工業景観等々が挙がっておりまして、湾の南西部においては自然環境、漁村景観ということで、これは海の方の、湾の方の水質環境であるとか生物環境を踏まえても、こういうふうになるのかなとは思いますが、かなり、ベントス状況から見ても、東の方が汚濁が進んでいるというところがありますので、この辺、何かもう少し、よくできるのかどうかわからないんですが、景観とリンクさせて、何か努力目標として具体的に考えておられるところがあるのかということをお教えいただきたいのと、それと11ページの漁場との関連がありまして、漁場の漁獲量を見ていますと、東側の方が高いと見るんですかねというところがあって、漁場のこととベントスの分布なんかと、そして景観と、その辺リンクさせて、多面的なというか多様性の高い瀬戸内海の環境保全というのを考えておられると思うんですけれども、このあたり、もう少し具体的に補足説明していただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

石井会長 ありがとうございます。

それでは、池委員、よろしいですか。お願いします。

池委員 今ご指摘ありましたように、湾の奥については、水質改善をしていくというのは非常に急務でございますが、ただ、一方で漁場としては、魚のふ化が起こったりするので、漁業にとって重要な場というところもあって、非常に相反する実態を踏まえないといけません。質は悪いんですけども、漁業を継続してやっていくには非常に重要なところということですので、特に湾奥部につ

いては、その水質改善をしていくのは非常に急務であるわけです。具体的は、湾岸をいきなり変えていくことはできないんですけれども、魚がすみやすい場所の創出ですとか、できる限り浄化能を持つような護岸の付加ですとか、そういうことを考えていくべきであろうということになっています。これについては実際にどういう施策をやっていくかについては、これからの検討ということになってきます。

それからもう1つ、景観とのすり合わせがあったと思います。これはなかなか、水の部分と陸域というのはリンクさせるのは難しいですが、先ほどありましたように、少なくとも護岸の部分などについて、生態系あるいは水質を改善するような仕組みをつくることをお願いしていくということになるのかと思います。湾奥部の沿岸部は産業が栄えています、その特徴がある中で、どれだけ水質改善に寄与するような護岸作りなど、取り組みをしていただけるかということになるかと思います。

もし、事務局の方で何かありましたら、サポートをお願いいたします。

石井会長 事務局、何か補足等あったら、お願いします。

片山環境保全課長 大阪湾の特性ということで、今、池部会長からご説明いただきましたとおり、いろいろな価値・機能を持っているということかと思えます。そういった多面的な価値・機能が両立できるようなバランスのさせ方を、我々としても今後、施策の実施に当たっては留意していかないといけないと考えております。

特に、今後新たに、あるいは強化すべきということで、例えば先ほどの施策のあり方の①のところは、湾奥部が焦点になっておりまして、そこでの生物が生息しやすい場の創出、あるいは底質改善ということは、今回かなり明確にご指摘をいただいているということでもありますので、このあたりをまずはしっかりとやっていくということだと考えております。

一方、大阪湾に関心を持っていただくということからいたしますと、3に記載されている魅力を高めていくことも必要だと思いますので、そのあたりのバランスにしっかり留意して、今後、施策の展開を検討し、実施もしてまいりたいと考えます。

石井会長 よろしいですか。

前迫委員 ありがとうございます。漁獲量を上げるというのも非常に重要な課題だと思うので、マクロベントスの分布から見て、そこが漁獲量が一番高くなるんですかというふうに、意外な感じもしたんですけども、生物資源と景観と海の水質の関係と、3つ以上、いろいろ相関性のあるところをうまく多様性保全するのは大変かと思えますけれども、よろしく願いいたしますということで、ありがとうございました。

石井会長 バランスという言葉がよく出てきていますけれども、委員の皆さんには釈迦に説法なんですけど、河川から窒素とカリンを含む栄養塩類が海に流れると。そうすると、その窒素とカリンを利用してプランクトンが大発生する。こういう空気中、陸域と違って、水の中でプランクトンが大発生すると、その水塊は酸素が奪われて酸欠の状態になるということですね。その死骸がまた海底に積もったりすると、そこも酸欠の水塊になってしまうという構造になっていて、それで窒素とカリンのような栄養塩類が河川から流入しないように、河川的环境も改善してきたわけですね。そうすると、今度はプランクトンが少なくなる。そうすると、それを餌とする魚が減ってしまうと。ですから、どこかでバランスしなきゃいけないという状態になっていて、6回にわたってご議論いただいてきたわけなんですけど、大変微妙なバランスでできたこの答申案になっているのかなと、私は見ております。

ほかにご意見等ございますでしょうか。ないようでしたら、前迫委員のものも、特に修正ということではないですね。

前迫委員 ではないです。ありがとうございました。

石井会長 ということでしたら、本日のご報告をもちまして本審議会の答申とさせていただきますと思いますけれども、皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石井会長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、池部会長、どうもありがとうございました。

本日の審議事項は以上でございます。

続きまして、報告案件に移らせていただきます。本日は報告案件は1件ございます。循環型社会推進計画の策定についてということでございまして、事務

局からご説明いただきます。よろしく申し上げます。

西村資源循環課長 循環型社会推進室資源循環課長の西村でございます。よろしく申し上げます。失礼しまして、座ってご報告させていただきます。

お手元の資料4、これが今般策定いたしました大阪府循環型社会推進計画でございます。A3判で折り込んでいるものでございます。

この計画は、昨年6月に本審議会に諮問させていただきまして、部会におきまして5回にわたってご審議いただきました上で、前回3月の本審議会でご審議を賜り、また答申を頂戴したところでございます。その後、4月下旬から5月下旬にかけて1カ月間、計画案のパブリックコメントを実施し、計画を策定いたしました。

内容につきましては、前回の環境審議会におきまして部会長からご報告をいただいたところでございますが、改めてその概要をご報告させていただきます。

今回の計画を府民の方に、より手にとって見ていただきやすくするために、今回、A3判といたしまして、見開いたときに計画の全体像、骨格が見て取れるような形にするなど、できるだけわかりやすい構成となるようにいたしております。

それでは、1ページをごらんくださいませ。冒頭に「はじめに」と目次と書いているところでございます。

計画の構成としましては、目次のところ、「はじめに」と計画の基本的事項、次に計画の目標と、今回新たに設定いたしました、成果を実感できる指標、それに主な施策と各主体の行動指針としまして、施策の詳細また関係資料は5ページ以降につけているという構成になっております。

続きまして、2ページをごらんいただけますでしょうか。

上段左側、計画期間でございますが、平成28年度から平成32年度の5年といたしております。

次に、その右側、実施主体でございます。府民、事業者の方々、それから市町村、大阪府の各主体がそれぞれ果たすべき役割を認識した上で、連携・協働して、3Rや適正処理に取り組んでいくことといたしております。

その下側、目指すべき将来像でございますが、これは環境総合計画の資源循環分野とも共通するものでございまして、その下の方に書いてあります丸で

ざいますが、社会のイメージにあるように、物の製造から廃棄までの過程における生活様式、事業活動、適正処理、それぞれの視点での循環型社会の具体像を示しまして、その将来像に向かって施策を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、3ページをお開きいただけますでしょうか。次のページでございます。上段に計画の目標がございます。先ほど申し上げましたが、この計画では目標年度を平成32年度としまして、3Rの進捗状況を総合的にあらわす、排出量、再生利用率、最終処分量、それから1人1日当たりの生活系ごみ排出量を計画の目標として設定しております。

次に、その下段でございますけれども、成果を実感できる指標といたしまして、府民、事業者、市町村といった各主体がそれぞれの取り組みの成果を実感できるよう、審議会でのご審議をいただきながら、新たな指標を設定いたしました。一般廃棄物につきましては①から④までの4つ、産業廃棄物につきましては⑤、⑥の2つを設定いたしまして、府民にわかりやすいように廃棄物の処理の流れ、これも図で示しておりますが、その中に示しているところでございます。

こちらの資料につきましては、府民とか事業者、市町村といった各主体の施策につきましては、指標の推移をホームページ等で公表するなどしまして、この指標を活用して、各主体の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、4ページでございますけれども、主な施策と各主体の行動指針を示しております。左側に主な施策、右側に行動指針を示しまして、行動指針では各主体の取り組むべきことを、見やすいように縦一列に見ることができるような形といたしております。

まず、リデュースとリユースの推進では、食品ロスの削減といたしまして、期限表示の理解の促進等により、手つかず食品や食べ残しといった食品ロスを削減することや、事業系ごみの削減としましては、焼却ごみに混入している資源化可能な紙ごみなどを削減することを挙げております。

次に、リサイクルの推進の中では、分別収集の促進としまして、家庭から出るプラスチック製容器包装や瓶、缶、紙ごみといった資源化可能なごみの分別を促進することを挙げております。今年度は容器包装リサイクル法に基づく第

8期の分別収集促進計画を策定する年でございますので、市町村の方々とも連携また協力して、分別収集を促進していきたいと考えております。

また、質の高いリサイクルの促進としましては、「なにわエコ良品ネクスト」の認定を進めております。繰り返しリサイクルされる製品の普及に努めていく所存でございます。

次に、適正処理の推進の中では、一般廃棄物の処理といたしまして、施設の長寿命化対策や建てかえを計画的に行うことや、適正処理の徹底としましては、産業廃棄物の排出事業者に対し、適正なマニフェストの交付等に係る指導の徹底、また、最終処分場の確保としましては、既存の処分場をできる限り長く使うとともに、今後とも継続的・安定的な処理を行うための最終処分場を確保することとしております。

4つ目でございますが、非常災害時の廃棄物の適正処理の備えとしておりますが、この項目は、東日本大震災などの教訓を踏まえまして、新たに項目として掲げまして、災害時の適正処理体制の構築としまして、災害発生時にごみ、し尿等の廃棄物が適正に処理できるよう、市町村間の相互支援体制や広域的連携体制を拡充すること、また、技術の蓄積と人材の育成としまして、ノウハウの蓄積に加えて、訓練、演習等により、災害廃棄物への対応力のある人材を育成することとしております。

なお、その下にあります留意事項でございますけれども、3Rの普及啓発や環境教育等に関する情報提供により、各主体の自主的な取り組みをさらに推進していくことや、人口減少、高齢化といった社会構造の変化にも対応していくこと、また、低炭素社会、自然共生社会にも配慮していくことといたしております。

計画の進行管理でございますが、本計画を着実に推進していくために、施策の実施状況等について、毎年把握しまして、ホームページで公表するなど、計画の進行管理を行いまして、各主体の取り組みを促進してまいります。

一般廃棄物につきましては、先ほど申し上げました目標と成果を実感できる指標、両方の項目につきまして、取り組み状況の推移を確認して公表していきたいと考えております。

最後に、参考としてつけておりますA4の資料でございます。タイトルが「新

環境総合計画の目標の改定について」というものをつけさせていただいております。これは循環型社会推進計画の策定に伴いまして、大阪21世紀の新環境総合計画の目標値について改定を行いました。これは今年3月に開催いたしました前回の環境審議会におきまして、両計画の整合性を確保すべきとのご意見を踏まえまして、事務局で改定を行いました。

具体的には、環境総合計画の資源循環型社会の構築の分野における2020年度の目標値についてですが、循環型社会推進計画の目標値と整合を図るため、一般廃棄物につきましては、リサイクル等の推進により最終処分量を32万トン以下とするとして、また、産業廃棄物につきましては、リサイクル等の推進により最終処分量を37万トン以下とするという形で見直しを行いました。

本府といたしましては、今後新たな目標を達成すべく、各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。ありがとうございました。

石井会長 ご説明どうもありがとうございました。

ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは花田委員、お願いいたします。

花田委員 花田です。ありがとうございました。

今、まとめていただいたのを拝見して、特に3ページの図、この指標がどういふところを示しているかというのがすごくわかりやすく、よくまとめてくださったなと思いました。それで、1つ少し気になったのが、国の方でも今、3Rの中で2Rを特に重点的に進めていくということが言われておりまして、そのあたりのことが、多分その4ページのリデュースとリユースの推進というところにまとめてくださっているということはとてもよくわかるんですが、例えば食品ロスの削減ということを考えてときに、こういうことから1つ踏み込んで、例えば外国の例などでは、必ず期限の前に処分の方に行ってしまうような食品を、フードバンクみたいところに回していくような仕組みを考えているところもありますので、そのあたりを大阪府さんも考えていかれると、具体的に減っていくのではないかなと思いました。せっかく指標の1番で、なるべく生活系のごみを減らしましょうというのが出ているんですが、実際にどうし

たら減るかというところの制度のシステムから踏み込んでいただけると、また少し減っていくかなと思いますので、施策の点で考えていただけたらなと思います。

以上です。

石井会長 コメントということでございますけれども、事務局、何かありましたらお願いいたします。

西村資源循環課長 先生、貴重なご意見ありがとうございました。食品ロスにつきましてでございますけれども、食品ロスの廃棄にならないような形ということが1つの重要なことかと思っております。この点につきましては、環境以外でもそれぞれ部局等々、また連携すべきところであるかと思っておりますので、一つ一つ詰めた形で実効性のあるものにしていきたいと思っております。その他の事業につきましても、丁寧な形で5年間取り組んでまいりたいと思っております。

石井会長 ありがとうございます。そのほかの観点、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の案件に移りたいと思います。その他案件でございます、事務局から1件ございます。地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境科学センターの移転についてということでございまして、事務局からまずはお説明をお願いいたします。

安井環境農林水産総務課長 環境農林水産総務課長の安井でございます。地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境科学センターの移転について、この場をおかりしてお知らせさせていただきます。失礼して着席させていただきます。

お手元の資料5をごらんください。森ノ宮にございます環境科学センターにつきましては、昭和43年9月に大阪府公害監視センターとして発足し、平成14年には環境情報センターに改称いたしました。その後、平成19年4月に大阪府環境農林水産総合研究所に組織統合を行い、環境科学センターとして、環境に関する調査研究、技術普及等を担当し、平成24年4月の地方独立行政法人化後も引き続き、環境に関する調査研究等の業務を担当してまいりました。

このたび、施設の老朽化と研究所機能集約化のため、今年9月以降に羽曳野

市内の研究所本部に移転する予定でございます。

次に、センターの移転に伴う環境情報プラザの閉鎖についてお知らせいたします。本施設は環境情報の提供、環境学習の機会や場の提供等を通じまして、環境NPO等の自主的な環境保全、環境活動をサポートする拠点といたしまして、大阪府が平成15年2月より環境情報センター内に開設したものです。環境に関する図書、資料の貸し出し等を行う環境情報コーナーのほか、研修室、会議室、実験室の開放などを実施してまいりましたが、このたび、環境科学センターの移転を機に、今年8月末に閉鎖することとなりました。

今後は、今年度より開始する環境交流パートナーシップ事業を通じまして、環境NPO等の活動の活発化や新たな活動の展開に向けまして、府内全域での交流機会の創出を図ってまいることといたしております。

なお、環境科学センターの屋上にごございます一般環境大気測定局である国設大阪局につきましても、環境科学センター移転にあわせまして、環境省により移転される計画となっておりますので、あわせてお知らせいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

石井会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明ですけれども、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日本日予定されております議事はここまでですけれども、この機会ですから、委員の先生方から何かございましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

それでは、議事進行にご協力いただき、まことにありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

司会 ありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境政策監の
大下から挨拶申し上げます。

大下環境政策監 環境政策監の大下でございます。

委員の皆様には週初めの何かとお忙しい中、長時間ご審議賜りまして、まことにありがとうございました。

本日、答申をいただきました瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方につきましては、答申を踏まえまして、大阪府として新しい計画をつくり、

施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

池部会長をはじめ、部会の先生方にはお取りまとめ、大変ありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

また、本日諮問させていただきました2件につきましては、部会でご審議いただいた後、大変ハードなスケジュールでございますが、11月に本審議会で諮問についてのご審議をいただく予定としております。

また、本日の会議では、水環境の保全に関しまして、各要素のバランスが大事であるという貴重なご意見を頂戴しました。これらにつきましては、今後、大阪府の環境行政の推進に積極的に活かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、引き続き大阪府の環境行政にご協力あるいはご支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

司会 本日予定しておりましたものは以上でございます。

なお、お手元にお名前をご記入いただきました出席確認票はお席の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

— 了 —